



県 章

三重県公報

平成12年10月24日(火)

第1210号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(長 寿 社 会 課) 1
- 生活保護法施行規則の規定による指定医療機関からの廃止の届出……………(同) 2
- 三重県準過疎地域自立促進要綱……………(市 町 村 課) 2
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油
ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定……………(消 防 防 災 課) 4

公安委告示

- 幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正……………(公 安 委 員 会) 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(生 活 課) 4
- 同伴……………(同) 5
- 県営ほ場整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(農業基盤整備課) 5
- 県営揮発油税財源身替農道整備事業計画の変更及びその関係書類の縦覧……………(同) 6
- 久居市と一志郡白山町との境界変更……………(市 町 村 課) 6
- 国土調査に係る成果の認証……………(資 源 課) 6
- 土地区画整理組合の解散認可……………(まちづくり推進課) 6

特定調達公告

- 随意契約を行った旨……………(公共事業推進課) 6

お知らせ

- 電子会議室運営等事業に係る企画提案書の提出の招請……………(生 活 課) 7
- 緊急地域雇用特別基金事業NAMS調査事業に係る企画提案書の提出の招請 ……(同) 8

告 示

三重県告示第528号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関を指定しました。

平成12年10月24日

		三 重 県 知 事	北 川	正 恭
指定医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指定年月日	
東 洋 薬 局 桑 名 調 剤 店	株式会社東洋薬局	桑名市北別所字福地404-1	12. 8. 11	
東 洋 薬 局 み た き 店	株式会社東洋薬局	四日市市生桑町字神田899-1	12. 9. 1	
け や き 調 剤 薬 局	有限会社メディカル ワイツー	四日市市ときわ5-1497	12. 9. 1	
と み だ 薬 局	相 好 株 式 会 社	四日市市富田4-6-16	12. 9. 1	
た か つ の 薬 局	有限会社ステップア ップ	四日市市高角町2735-2	12. 10. 1	

矢 野 薬 局	有限会社矢野ファーマシー	四日市市馳出町3 - 3	12. 9. 1
林 外 科 ク リ ニ ッ ク	林 剛 寛	四日市市青葉町501 - 34	10. 2. 1
中 尾 産 婦 人 科	医 療 法 人 光 和 会	四日市市大字茂福612 - 1	12. 9. 1
い と う 歯 科 医 院	伊 藤 智 康	鈴鹿市白子町字ハサマ2013	12. 9. 1
ラ ベ ン ダ ー 薬 局	有 限 会 社 アルバ	津市神納町60 - 6	12. 9. 1
緑 の 街 井 上 医 院	井 上 登 仁	津市長岡町小山田3018 - 3	12. 10. 12
村 田 薬 局	有限会社村田薬局	鳥羽市鳥羽2 - 6 - 62	12. 9. 11
村 田 薬 局 ハ ロ ー 店	有限会社村田薬局	鳥羽市大明西町1 - 1	12. 9. 11
清 川 薬 局 サ レ ド 店	清 川 洋 光	尾鷲市中央町10 - 22	12. 9. 1
医療法人わたなべ整形外科	医療法人わたなべ整形外科	員弁郡員弁町大字大泉新田5	12. 9. 1
阿 児 産 婦 人 科	医 療 法 人 光 和 会	三重郡川越町大字豊田285 - 2	12. 9. 1
秋 山 歯 科	秋 山 佳 之	三重郡菰野町大字大強原字牛池3827	12. 7. 31
成 瀬 薬 局	成 瀬 潤 子	度会郡玉城町勝田5507	12. 8. 1
山 本 ク リ ニ ッ ク	山 本 仁	志摩郡志摩町片田3033 - 5	12. 3. 1

三重県告示第529号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出がありました。

平成12年10月24日

指定医療機関の名称	開設者の氏名	三 重 県 知 事 北 川 正 恭 所 在 地	廃止年月日
横 田 歯 科 医 院	横 田 正 己	四日市市北浜町1 - 7	12. 9. 1
林 外 科	林 剛 寛	四日市市青葉町501 - 27	10. 1. 31
中 尾 産 婦 人 科	中 尾 孝	四日市市大字茂福612 - 1	12. 8. 31
矢 野 薬 局	矢 野 克 尚	四日市市馳出町3 - 3	12. 8. 31
村 田 薬 局	村 田 正 人	鳥羽市鳥羽2 - 6 - 62	12. 9. 10
有限会社村田薬局ハロー店	有 限 会 社 村 田 薬 局	鳥羽市大明西町1 - 1	12. 9. 10
清 川 薬 局 サ レ ド 店	清 川 洋 光	尾鷲市中村町5 - 22	12. 8. 31
わたなべ整形外科	渡 邊 治 彦	員弁郡員弁町大字大泉新田5	12. 8. 31
阿 児 産 婦 人 科	中 尾 明 江	三重郡川越町豊田285 - 2	12. 8. 31
成 瀬 薬 局	成 瀬 潤 子	度会郡玉城町田丸190	12. 7. 31
森 歯 科 医 院	森 国 治	度会郡南勢町田曾浦4114 - 6	12. 8. 28
山 本 内 科	山 本 栄	志摩郡志摩町片田2621	12. 2. 28

三重県告示第530号

三重県準過疎地域自立促進要綱を次のように定めます。

平成12年10月24日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

三重県準過疎地域自立促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）の趣旨に

のっとり、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域で過疎法が適用されない地域の産業基盤、生活環境等に対する総合的かつ計画的な対策を推進することにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(準過疎地域の指定)

第 2 条 知事は、次に掲げる要件に該当する市町村であって過疎法第 2 条第 2 項の規定により公示された市町村を除く区域を「準過疎地域」として指定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 35 年の人口から当該市町村人口に係る平成 7 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 35 年の人口で除して得た数値（以下「35 年間人口減少率」という。）が、0.23 以上であること。

ロ 35 年間人口減少率が 0.18 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 7 年の人口のうち 65 歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「高齢者比率」という。）が、0.24 以上であること。

ハ 35 年間人口減少率が 0.18 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 7 年の人口のうち 15 歳以上 30 歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「若年者比率」という。）が、0.15 以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 45 年の人口から当該市町村人口に係る平成 7 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 45 年の人口で除して得た数値が、0.15 以上であること。

(2) 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成 8 年度から平成 10 年度までの各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.49 以下であること。

(準過疎地域自立促進のための対策の目標)

第 3 条 準過疎地域の自立促進のための対策は、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進するものとする。

(1) 農林水産業・地場産業の振興、企業立地及び起業の促進、観光の振興等産業の振興を図ることにより、安定した就労場の確保を図ること。

(2) 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、交通通信連絡を確保するとともに、地域における情報化及び地域間交流を促進すること。

(3) 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活と福祉を向上させること。

(4) 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

(市町村における自立促進対策の推進)

第 4 条 準過疎地域の市町村は、前条の目標を達成するための方策を当該市町村総合計画に定めなければならない。

(県の援助措置)

第 5 条 県は、準過疎地域の市町村の自立促進対策を推進するため、別に定める援助措置を講ずるほか、必要な協力を行うものとする。

(準過疎地域の市町村以外の市町村に対する適用)

第 6 条 この要綱の規定は、平成 8 年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第 2 条第 1 号「平成 7 年の人口から」とあるのは「第 6 条に規定する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和 35 年」とあるのは「基準年から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成 7 年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「0.23」とあるのは「0.23 を 35 で除して得た数値に基準年から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.18」とあるのは「0.18 を 35 で除して得た数値に基準年から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成 7 年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が、0.24」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が、0.24」と、「同年の人口で除して得た数値が、0.15」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が、0.15」と、「昭和 45 年」とあるのは「基準年から起算して 25 年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和 45 年の人口で除して得た数値が、0.15」とあるのは「0.15

を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

- 2 前項に基づく「準過疎地域」の指定は、過疎法第32条に掲げる要件に該当する市町村が過疎法第2条第2項の規定に基づき公示されたときとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。
(準過疎地域指定の効力の失効)
- 3 過疎法第2条第2項により公示されるに至った準過疎地域指定の効力は、過疎法の適用を受けるに至った日限り失効するものとする。
(経過措置)
- 4 旧三重県準過疎地域活性化推進要綱に基づく旧準過疎地域の市町村のうち準過疎地域の市町村以外のものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、経過措置としてこの要綱を適用する。
(人口等の算定方法)
- 5 この要綱第2条に規定する数値を算定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第3条に定める算定方法に準じて算定するものとする。

三重県告示第531号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

平成12年10月24日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

販売事業者の名称 所 在 地 認定年月日
石 井 燃 商 株 式 会 社 四日市市稲葉町2番7号 平成12年10月10日

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第39号

幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成12年10月24日

三重県公安委員会委員長 佐 藤 信 義

表津警察署の項中

「 高野尾警察官駐在所 津市高野尾町	津市のうち 高野尾町、大里睦合町、大里小野田町、 大里野田町、大里山室町	を
「 高野尾警察官駐在所 津市高野尾町	津市のうち あのつ台一丁目、あのつ台二丁目、あ のつ台三丁目、あのつ台四丁目、あの つ台五丁目、大里山室町、大里野田町、 大里小野田町、大里睦合町、高野尾町	に改める。

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律

第7号)第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部生活課NPO室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成12年12月13日まで縦覧に供します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成12年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人市民健康プール尾鷲トップスイミングクラブ

(2) 代表者の氏名

山下 雅史

(3) 事務所の所在地

尾鷲市矢浜一丁目15番12号

3 定款に記載された目的

この法人は、尾鷲市民の体力向上と健康の維持増進を図るため、水泳場の運営に関する事業を行い、もって健康的なまちづくりに寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部生活課NPO室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成12年12月13日まで縦覧に供します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成12年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人eye²

(2) 代表者の氏名

湯浅 しおり

(3) 事務所の所在地

尾鷲市朝日町3番12号

3 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業を行い、もって全ての人がいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、平成12年10月19日県営ほ場整備事業（担い手育成型）嘉例川地区の計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年10月24日から同年11月13日まで

3 縦覧の場所

桑名市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、平成12年10月19日揮発油税財源身替農道整備事業 森 地区の計画を変更しました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成12年10月24日から同年11月13日まで
- 縦覧の場所
久居市役所

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成12年11月1日から久居市と一志郡白山町との境界を次のとおり変更することになりました。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

- 久居市に編入する区域
一志郡白山町大字佐田字鐘ツキ2675、字峠西2838から2840まで、2840の2、2841の2
- 一志郡白山町に編入する区域
久居市榑原町字大廣11218の2

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

- 国土調査を行った者の名称
阿児町
- 国土調査を行った期間
平成9年9月から平成12年3月まで
- 成果の名称
志摩郡阿児町甲賀 の地籍測量
志摩郡阿児町甲賀 の地籍図及び地籍簿
- 国土調査を行った地域
阿児町大字甲賀志原
- 認証年月日
平成12年10月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、四日市市別山土地区画整理組合の解散を平成12年10月24日付けで認可しました。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

特定調達公告

次のとおり随意契約を行いましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

- 特定役務の名称 三重県公共工事進行管理システム第2期開発業務
- 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部公共事業推進課情報化推進グループ

- 3 契 約 日 平成12年10月16日
4 契 約 相 手 方 三重県津市羽所町375
富士通株式会社三重支店 支店長 浅井 達也
5 契 約 金 額 86,100,000円 (内消費税及び地方消費税4,100,000円)
6 決 定 手 続 随意契約
7 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) 第10条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

お 知 ら せ

次のとおり、NAVIS (NPO and Volunteer Information System)「オンラインコミュニティ」(電子会議室)運営等事業の委託契約を締結するにあたり、企画提案書の提出を招請します。

平成12年10月24日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 公募対象事業

(1) 名称

NAVIS (NPO and Volunteer Information System)「オンラインコミュニティ」(電子会議室)運営等事業

(2) 納入場所

三重県生活部生活課 NPO 室・三重県市民活動センター
津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階

(3) 事業の概要

市民活動の推進という立場から、電子会議室の運営を委託し、電子会議室を社会的な課題解決ツールとして、また、市民や市民活動団体が行政との対話をするためのツールとして、活用を図ります。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に該当しない者であること。
(2) 連絡調整の担当者を 1 名以上配置することができること。
(3) 連絡をしてからおおむね 2 時間以内に、担当者が生活課 NPO 室に到着できること。

3 最優秀企画提案者決定の評価基準

企画提案の的確性、明瞭性、独創性、提案性及び実現性、ボランティアや市民活動に関する情報収集力及び情報発信力、コミュニケーション能力並びに電子会議室運営等に係る維持管理体制及び運用管理経費等

4 説明会

提案を希望する者については、説明会を次のとおり開催し、事業実施要領を交付します。

(1) 日時

平成12年11月10日 (金) 午前10時から午前11時まで

(2) 場所

三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階
三重県市民活動センター

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容

説明会で指定のもの

イ 提出期限

平成12年11月20日 (月)

ウ 提出場所

三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階

三重県市民活動センター

(2) 提案書の提出

次のとおり提出すること。

ア 様式及び内容

任意（詳細は説明会で説明）

イ 提出期限

平成12年11月27日（月）

ウ 提出場所

三重県津市栄町1丁目954 三重県民サービスセンター4階

三重県市民活動センター

(3) 提案に対するヒアリング

ヒアリング日時は、企画提案書の提出があった者に対して後日通知します。

(4) 委託契約締結

優秀企画提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

(5) 受託者の公表時期及び方法

平成12年12月上旬に、各提案者に対し文書で通知します。

6 その他

(1) 企画提案に必要な費用については、各企画提案者の負担とします。

(2) 提出のあった各企画提案書については返還しません。

(3) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

7 担当部局

郵便番号 514-0004

三重県津市栄町1丁目954 三重県民サービスセンター4階

三重県生活部生活課NPO室 担当 長崎

電話 059-224-2808

FAX 059-224-2072

e-mail open@mienpo.net

http://www.mienpo.net

次のとおり、緊急地域雇用特別基金事業NAVIS(NPO and Volunteer Information System)調査事業の委託契約を締結するにあたり、企画提案書の提出を招請します。

平成12年10月24日

三重県知事 北 川 正 恭

1 公募対象事業

(1) 名称

緊急地域雇用特別基金事業NAVIS(NPO and Volunteer Information System)調査事業

(2) 納入場所

三重県生活部生活課NPO室・三重県市民活動センター

津市栄町1丁目954 三重県民サービスセンター4階

(3) 事業の概要

NAVIS(NPO and Volunteer Information System)において、どのようなサービスを提供できるのか、顧客はだれか、を明確にするとともに、そのニーズを把握し、それを反映させる仕組み及び実行計画(案)を検討します。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(2) 連絡調整の担当者を1名以上配置することができること。

(3) 連絡をしてからおおむね2時間以内に、担当者が生活課NPO室に到着できること。

3 最優秀企画提案者決定の評価基準

企画提案の的確性、明瞭性、独創性、提案性及び実現性、ボランティアや市民活動に関する情報収集力、調

査分析能力、運用管理経費等

4 説明会

提案を希望する者については、説明会を次のとおり開催し、事業実施要領を交付します。

- (1) 日時
平成12年11月10日（金）午後 1 時から午後 2 時まで
- (2) 場所
三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階
三重県市民活動センター

5 説明会後のスケジュール

- (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容
説明会で指定のもの

イ 提出期限
平成12年11月20日（月）

ウ 提出場所
三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階
三重県市民活動センター

- (2) 提案書の提出

次のとおり提出すること。

ア 様式及び内容
任意（詳細は説明会で説明）

イ 提出期限
平成12年11月27日（月）

ウ 提出場所
三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階
三重県市民活動センター

- (3) 提案に対するヒアリング

ヒアリング日時は、企画提案書の提出があった者に対して後日通知します。

- (4) 委託契約締結

優秀企画提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

- (5) 受託者の公表時期及び方法

平成12年12月上旬に、各提案者に対し文書で通知します。

6 その他

- (1) 企画提案に必要な費用については、各企画提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった各企画提案書については返還しません。
- (3) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

7 担当部局

郵便番号 514-0004
三重県津市栄町 1 丁目954 三重県民サービスセンター 4 階
三重県生活部生活課 NPO 室 担当 長崎
電 話 059-224-2808
FAX 059-224-2072
e-mail open@mienpo.net
http://www.mienpo.net

毎 週 火、金 曜 日 発 行

購 読 料 (送 料 並 び に 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 含 む。)

1 箇 月 2,700 円

1 箇 年 32,400 円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成12年10月24日発行

津 市 広 明 町 13 番 地

三 重 県

印刷・販売 伊 藤 印 刷 株 式 会 社

〒 514-0027 三 重 県 津 市 大 門 32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862